Close Up

最近の特許行政および AI関連技術に関する審査の取組み

－2024年度　特許庁との懇談会報告－

－後 編－

(一社)日本溶接協会　特許委員会

3.4　AI審査支援チームの活動について

AIの急速な発展に伴い情報分野以外のさまざまな分野でAI活用技術発明が増えつつある。特許庁では，各審査室に一人ずつAI担当官を置き，判断に困った場合に相談できる体制であるAI審査支援チームを発足している。

AI担当官は相談などを通じて知見を集めAI関連の事例集を作成するなど，知識の好循環をするようにチームで取り組んでいる。

また，特許庁外の有識者に依頼してAIアドバイザーを指定し，研修等を実施している。研修のみならずAI担当官たちが普段悩んでいることについて，アドバイザーと意見交換をして整理している。さらに，AIアドバイザー以外にもAI技術について知識を深めるため，企業や大学からの講演に御協力をいただいている。

3.5　AI事例集について

3.5.1　AI関連技術に関する審査事例の公表

すでに公表されていたIoT関連案件に追加する形で，2017年３月に世界に先駆けAI関連技術の事例集を公表した。その後AIの技術的革新や普及に合わせて事例を追加してきた。昨年度は，**図22**のように10件の事例をさらに追加した。

3.5.2　具体例

昨年度は，生成AIの急速な発達により，さまざまな現場でAIを使う機会が増えた。そのため，普段ソフトウェア関連の技術にかかわらない者が，AIを利用した

追加事例	特許要件	名　称	備　考	審査ハンドブックにおける掲載場所
1	進歩性	カスタマーセンター用回答自動生成装置	人間が行う業務の**生成AI（大規模言語モデル）**を用いた単純なシステム化に関する事例	附属書A5. 事例37
2	進歩性	大規模言語モデルに入力するためのプロンプト用文章生成方法	**生成AI（大規模言語モデル）**の適用における特徴（プロンプト生成）に関する事例	附属書A5. 事例38
3	進歩性	放射線画像の輝度調節に用いられる学習済みモデルの学習方法	入力データから出力データを推定する学習済みモデルの学習方法に関する事例	附属書A5. 事例39
4	進歩性	レーザ加工装置	人間が行う業務のシステム化に関する事例	附属書A5. 事例40
5	実施可能要件 サポート要件	蛍光発光性化合物	AIによりある機能を持つと推定された物の発明に関する事例（**マテリアルズ・インフォマティクス**）	附属書A1. 事例52
6	サポート要件	教師データ用画像生成方法	教師データの生成に関する事例	附属書A1. 事例53
7	サポート要件	ネジ締付品質の機械学習装置	教師データに含まれる複数種類のデータの間の入出力関係が不明／明確である事例	附属書A1. 事例54
8	発明該当性	教師データ及び教師データ用画像生成方法	教師データに関する事例	附属書A3. 事例5
9	発明該当性	宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル	パラメータセットとして構成された学習済みモデルに関する事例	附属書B3.2 事例2-14'
10	明確性要件	異常に対して実施すべき作業内容を出力するための学習済みモデル	「プログラム」か否か不明である学習済みモデルに関する事例	附属書A1. 事例55

▶ AI審査支援チームに蓄積した知見を基に，既存の事例群を補強する10事例を新たに作成。

図22　AI事例集について

自身の技術が発明として特許出願できるかという疑問を感じる機会が増えたと思われる。そこで，AI関連技術等と関連が少なかった企業等にも分かりやすくなるようにという視点で事例を作成した。各特許要件について，要件を満たす事例，満たさない事例の両方を含むように示すようにした。なお，これらは仮想事例である。今回は事例のうち３点紹介する。

(1) 追加事例４

はじめに，**図23**に示す進歩性の事例を紹介する。

請求項１は図23のようにレーザ光射出器，検出器があり，光強度信号の平均値をAIに入力しているが，今まで人が判断していたことを単にAIに置き換えているだけであるため，進歩性は否定される。一方，請求項２はレーザ発振器の累積使用時間を新たな特徴とし，この発振器の累積時間を入力データに加えることで，AIによる推定精度が大幅に上昇したという仮定を前提に作っ

【事例のポイント】
- ✓ 「人間が行っている業務の人工知能を用いた単純なシステム化」の事例として審査HB附属書A「5. 進歩性に関する事例集」事例33という医療に関する事例のみが存在する。
- ✓ そこで、**医療以外の分野における同様の判断を示す事例を追加することで、審査官及び出願人の参考とする。**
- ✓ さらに、人間が行っている業務の人工知能を用いたシステム化に加えた新たな特徴により、進歩性が肯定される請求項についても紹介する（請求項２）。

【事例の概要】
- ◆ 本願請求項１は、機械加工の分野において、レーザ加工装置の複数の加工パラメータの調整を、オペレータによって行うことから、学習済みモデルを用いた演算処理に代替する内容。
- ◆ 引用発明１は、レーザ加工装置の複数の加工パラメータの調整を、オペレータが行うものである。
- ◆ 機械加工一般を含む多くの技術分野において、人間が行っている業務をシステム化し、コンピュータにより実現することで効率化を図ることは、当業者が通常考慮する自明な課題であり、情報処理の技術分野において、人間が行っている業務を効率化するために、人間が行う判断について機械学習された学習済みモデルを代替手段とすることは慣用されているため、引用発明１に当該慣用技術を適用し「複数の加工パラメータの調整を、学習済みモデルを用いた演算処理によって行う」ことは、当業者が容易に想到し得たことであると判断される。
- ◆ 一方、本願請求項２は、オペレータによる業務の人工知能を用いたシステム化に加えた新たな特徴（学習に用いる教師データ）に、引用発明１と比較した有利な効果が認められるため、進歩性が肯定される。

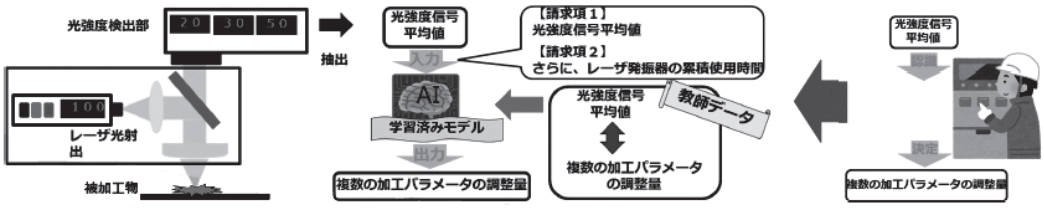

図23　進歩性：追加事例４

【事例のポイント】
- ✓ 公開済の記載要件に関する事例において「AIによりある機能を持つと推定された物の発明」については、記載要件を満たさない事例しかなかった。そこで、**マテリアルズ・インフォマティクスに関し、記載要件を満たす請求項と満たさない請求項を、同じ発明の詳細な説明に対して共に示す事例を追加し、審査官及び出願人の参考とする。**

【事例の概要】
- ◆ 発明の詳細な説明には、公知の化合物の化学構造と特性とを対応させたデータを学習データとして機械学習を行い、ある特性を持つと推定された複数の新規の化合物（例えば、A、B）が予測された事項、及び化合物Aの特性を実験によって検証した事項が記載されている（化合物Bについての実験結果はない）。
- ◆ 特許請求の範囲では、請求項2として化合物A、請求項3として化合物Bが特定されている。
- ◆ また、請求項2及び3に引用される請求項1として化合物A及び化合物Bを共に包含するように「推定された特性」で特定がされた化合物が特定されている。
- ◆ 拒絶理由について、請求項３に係る化合物B及び化合物Bも包含する請求項１に係る化合物は、その製造方法が明細書等に記載されておらず、技術常識（※）を踏まえると、明細書等に製造方法が示されていなくとも当業者であれば製造できる化合物であるとも理解できないため、実施可能要件違反となる。また、サポート要件違反でもある。（請求項２は記載要件違反なし）

※　[前提]化合物の発明は、一般に化学構造式の情報からその化合物をどのように製造するのか、どのような活性を有するかを理解することが比較的困難であることが出願時の技術常識である。また、化合物の技術分野において、学習済みモデルの予測結果が実際の実験結果に代わり得ることは、出願時の技術常識でないものとする。

そして、化合物Ｂの化学構造は、化合物Ａや公知化合物の化学構造と類似しておらず、これら化合物の製造方法や発光特性から化合物Ｂの製造方法や発光特性を推測することは困難であるものとする。

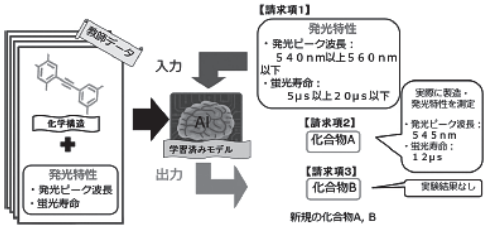

図24　実施可能要件及びサポート要件：追加事例５

た事例であり進歩性を肯定している。

以上のとおり，これまで人が行っていた判断に対しAIによる判断へ単に置き換えただけでは進歩性は肯定されず，AIによる判断に置き換えたことで新たな判断の考慮要素を加えることができ，それによる効果が認められる場合には，進歩性が肯定されることを周知するための事例である。

(2) 追加事例５

次に実施可能要件又はサポート要件の事例である。

この事例は，新規の化合物をAIの活用により予測し，その新規化合物の発光ピーク波長及び発光寿命もAIにより予測した事例である（**図24**）。

ここで，対象の新規化合物ＡとＢについて，新規化合物Ａについては実際に製造及び実験を行って明細書にその内容を記載しているが，新規化合物Ｂについては製造及び実験を行っていない。新規化合物のような技術分野では，物を製造し，使用できることを示すことが実施可能要件として求められており，実際に製造及び実験をしていない化合物Ｂについては，実施可能要件を満たさない。

なお，自然法則，技術常識等から物を作ることや使用できることが当業者の技術常識などから論理的に説明できる分野であれば，今までどおり実験は不要である。AIが生成した溶接特性が，自然法則や技術常識から理解できるまたは，論文等に記載されているなどにより，実際作らずとも理解できる場合には実験等が不要であるが，上記のような化合物や医薬などの技術分野ではこのような実施可能要件等を厳しく審査するという紹介である。

(3) 追加事例８

最後に，発明該当性に関する事例である。

AIを使っていると学習のための教師データを大量に収集することは大変負担となるが，その集めた教師データは特許の保護対象であるかを説明する。

追加事例８（**図25**参照）は，教師データそのものは特許されないという例である。教師データ自体は，「情報の単なる例示」であり，技術的思想ではないから発明該当性を満たさず，特許にならない。ただし，学習用の教師データの生成の仕方に技術的な特徴を有し効果のある画像生成方法（請求項２の例）や，AIの学習の仕方に技術的な特徴や効果がある場合等は特許になりうる。

(4) まとめ

以上述べたとおり，AIをブラックボックスとして人間の代わりの予測・判断などを行うものとして単に利用した技術は特許にならない。一方，現実世界からデータをどのように取得しAIに処理させるために準備するかというAIの前処理として，あるいは，AIが示した予測や判断の結果を現実世界に適用する後処理として，そこに技術的特徴があり，また進歩性があれば特許になりうると考える。AIに関連する技術において，特許出願を検討する際，参考にしていただきたい。

4 「J-PlatPatだけじゃないINPIT」

はじめに，ホームページのアクセスについて，J-PlatPatは２億8,000万回，日本国民が２～３回アクセスしているのに対して，INPITのホームページはその１/175であり，J-PlatPatに比べINPITの認知度が高くないことを実感している。そこで，前半はINPIT自体の紹介，後半

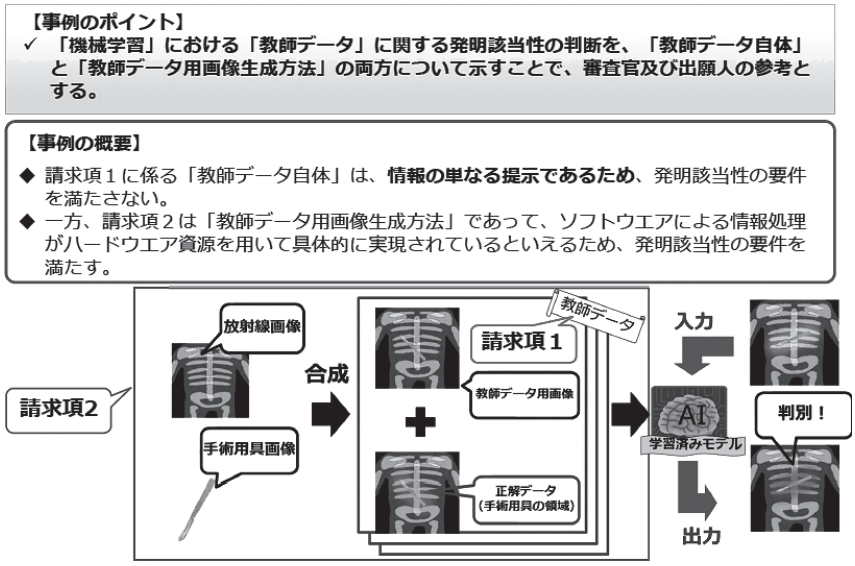

図25　発明該当性：追加事例８

は各事業の紹介をする。

4.1　INPITのプロフィール

正式名称は，独立行政法人工業所有権情報・研修館である。経済産業省・特許庁の所管であり，役職員数が約200名の組織である。東京・神谷町に本部が，大阪に近畿統括本部があり，両方とも駅から近くアクセスが良い場所にある。

4.2　沿革

現行体制となって2024年で20年目であり，IPDL（特許電子図書館）業務を引き継いで20年目でもある。J-PlatPatは累計28億回以上のアクセスがあり，これは現在の中国とインドの国民の総数と同じぐらいであり結構な数であるといえる。

また，1884年に商標条例が施行され，あわせてINPITの起源となる図書掛が設置されたので，そこから本年はちょうど140年目になる。さらに，2025年は専売特許条例が施行されてから140年目になる。4月18日「発明の日」は，まさに140年目の記念すべき日となる。

4.3　組織体制

次に，組織体制を説明する。大きく分けて人材育成，情報提供，知財経営支援という三つの柱の事業があり，それぞれに応じた組織となっている。また，今年度より理事長が交代し新たな体制となっている。

4.4　ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）

我々も，ミッション・ビジョン・バリューを作っている。「「知」を芽吹かせ，共に価値にする」ことをミッションとしている。ビジョンは2つあり，社会に対してのものと自分たちINPITに対してのものがある。社会に対しては，「知財を身近に，社会を豊かに」とし，知財とともに社会を発展させる，INPITに対しては，「知財の輪をつなぐ要に」として，知財経営支援の中核機関として頑張っていこうという思いを込めている。

4.5　事業紹介

次に，事業紹介として，今年度から第6中期目標期間（令和6～9年度）に入ったことから，**図26**の4本柱について説明する。

(1) 知財経営の支援

① INPIT知財総合支援窓口

先ほど，特許庁からも紹介があったが，中小企業にとって知財は，まだまだ縁遠く専門性が強い。これを支援する仕組みがINPIT知財総合支援窓口である。

47都道府県に相談窓口があり，訪問，電話，Webなどさまざまなスタイルで無料にて相談できるようになっている。販路開拓をしたい，外国で事業を実施したい場合等，色々な事案に対応しているが，必要に応じて，関係機関である中小機構（中小企業基盤整備機構）やJETRO（日本貿易振興機構），専門家等を紹介して総合的に課題解決を図っている。

② 知財戦略エキスパート

より高度な案件については，知財戦略エキスパートで対応し，より専門的なノウハウを提供している。多くの知財戦略エキスパートは，企業の知財部に在籍経験があり，知識・経験を活かして課題解決に当たってもらっている。こちらも無料にて相談できる。

③ iAca，iNat

iAca（アイアカ）が大学等の支援，iNat（アイナット）がナショナルプロジェクト，いわゆる国プロの支援である。知財戦略プロデューサーを派遣して，知財を用いた研究成果の社会実装を支援する仕組みである。

④ IPAS

IPAS（アイパス）はスタートアップ支援である。スタートアップにおいても知財は重要であり，その支援をしている。特徴としては，知財戦略プロデューサーを2人派遣して課題解決にあたっている点である。ビジネス面をみる者と，知財面をみる者を同時に派遣し，経営者を含めた全員で議論しながらビジネスモデルと知財戦略を構築する。これにより，スタートアップにおけるビジネスと乖離しない効果的な知財戦略構築の支援を行っている。

(2) IP情報の整備と活用

次に，IP情報の整備と活用に関し，まずはJ-PlatPatについて説明する。

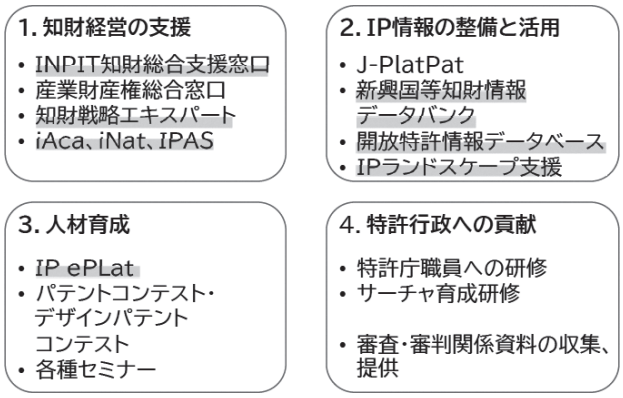

図26　事業紹介

① J-PlatPat

J-PlatPatは検索だけでなく，ヘルプデスクも用意しているので，困りごとがあれば連絡してほしい。操作方法に関しては動画も提供している。動画は，INPIT（後述のIP ePlat）にて提供しているものと，YouTubeで提供しているものがある。操作方法だけでなく，特許マップの作成についても提供しているのでぜひご覧いただきたい。

また，講習会も開催しており，教材等もダウンロードできるので，ぜひアクセスしていただきたい。さらに，企業・団体向けにJ-PlatPatの個別説明会を実施している。社員を含めて説明を受けたい場合は連絡いただきたい。こちらも無料である。

② 新興国等知財情報データバンク

次に，新興国等知財情報データバンクについて説明する。アジア等の新興国に関する情報を提供しており，特許庁でも似たようなサービスはあるが，我々のものはとくに知財実務について詳しく提供しているという評判を受けている。外国知財実務に関して気になることがあれば，こちらをぜひご覧いただきたい。こちらも無料である。

③ 開放特許データベース

他社で使ってもらいたい特許を紹介するデータベースである。対象特許の検索や閲覧が可能であり，使ってほしい特許の登録もできる。こちらも無料である。

③ IPランドスケープ支援

IPランドスケープは，経営者の課題解決に知的財産情報を活用する取り組みであり，数年前から国全体で盛り上がっている。ただし，中小企業等で取り組む場合は，結構大変であると認識している。そこで，我々は専門家と共にIPランドスケープを作成する支援事業を展開している。中小企業等を対象にして，その企業の社長や経営層と弁理士等の専門家を含めて，議論しながら１つのIPランドスケープを作っていく。その中で独自の課題や，将来構想を見出していく。こちらも無料である。

(3) 人材育成

３本目の柱として人材育成について説明する。

まず，IP ePlat（アイピーイープラット）について。これはJ-PlatPatと並び，割とアクセスがあり，既にご存知の方もいるかと思うが，知財系のeラーニングサービスである。初学者向けのものから専門的な最新のものまで色々と取り揃えている。こちらも無料である。こちらは，知財部署に異動してすぐの方々への説明に利用されることが多いと聞いている。スマートフォンでも視聴できるサービスであり，ぜひご覧いただきたい。

以上のようにINPITは，多方面にさまざまなサービスを展開している。J-PlatPatだけではなく他のサービスも利用いただきたい。

最後に，いわゆる固くない系のYouTube動画の紹介である。スタートアップが陥りやすい知財トラブルなどを題材に，気軽に２～３分で見ることができる面白いものになっているので，隙間時間や通勤時間等にぜひ観ていただきたい。

4.6 質疑応答

Q１：人に対して何かを教えるのは，非常に難しいことと理解しており，IP ePlatはすごくよいコンテンツだと思う。また，最後に紹介されたYouTube動画も面白く，本当に一つひとつのコンテンツが素晴らしと思う。しかし，どこをどうクリックしていけば，目的のコンテンツや動画にたどり着くのか。たどり着いたと思ってクリックしても迷子になってしまうこともあり，使い勝手の見直しをお願いしたい。せっかくすごくよいコンテンツなので，幅広くより使っていただくためにお願いしたい。

A１：私は，今ちょうどINPITの広報に取り組んでおり，ご意見についてもよく認識している。今後，広報活動の一環として，INPIT全体をさらに周知していくことを目指している。ホームページについても今後数年ぐらいで大幅な改造をする方針を検討している。動画コンテンツについては，固くなく，いわゆる「バズる」ことを目指しているものもある。

5 意見交換会

Q１：グローバルでのビジネス展開がますます重要になる時代で，国内だけではなく海外も含めた同時出願などの特許戦略が重要になる。この点に関して，膨大な工数費用が発生するのを避けて，効率的な特許手続きを可能とする方策等について質問したい。

A１：膨大な費用発生の回避に関して，海外出願についてはPCTルートとパリルートを国数により使い分けていただきたい。その上で，中小企業の場合は海外展開する際の支援事業があり，令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）のホームページを参考にしていただきたい。また，外国出願費用の半額を助成する制度があり，都道府県と中小企業支援センターが窓口になって諸々の支援を行っている。

Q２：AIやITを活用した技術の進歩性判断が難しく拠り所となるわかりやすい情報を紹介いただきたい。

A２：ソフトウェア関連発明という大きなカテゴリーの中で，審査ハンドブックにどのように判断するかをま

とめている。また，いくつか事例を紹介するとともに，どのようにAI技術に適用するのかもまとめている。もし分からないところがあれば，専門家への相談や審査段階で審査官への面接等も活用いただきたい。

Q３：先行出願特許調査をしてもヒットしない場合，まだ特許が出されていないのか，特許に値しない従来技術なのか，判断の拠り所となる情報を紹介いただきたい。

A３：まず，特許調査の止め時について，審査官の視点に近づこうというINPITの研修を準備している。どのように調査しているのか検証できるようになっており，そういった研修を活用いただきたい。ただし，しっかり調査するとそれだけいい明細書が作られることになるかと思う。可能な範囲で調査いただきたい。

Q４：AIを活用した技術の特許出願状況，審査動向について情報提供いただきたい。

A４：AIを活用した出願動向については，**図27**のように「AI関連発明の出願状況調査」について2024年10月31日に更新しており参照いただきたい。ほかに，WIPOの下でのパテントスコープにおいて，AIに関する技術についての検索ツールがある。また，技術動向調査も多々あるので参照いただきたい。

Q５：J-PlatPat，とくに国際出願関係の読み方に分かりにくい部分があり，特許調査に手間がかかっている。ヘルプ機能等で説明を充実していただけるとありがたい。

A５：J-PlatPatについては，公報の読み方も含めた説明資料をホームページにて紹介しているので役立てていただきたい。また，数年以内にホームページを改修する動きがあり，より使いやすくすることを目指しているので期待いただきたい。

Q６：溶接分野において，日本の審査結果を用いた海外へのPPHが何件行われているかと，国別で拒絶無し特許査定となる割合等のデータがあれば，溶接以外の分野と比較しながら説明いただきたい。

A６：何件行われているかについては，PPHポータルサイトにて出願件数を見ることができるので参照いただきたい。

拒絶無し特許査定の割合については，古いデータであるが**図28**のように基本的に通常の出願よりは高い数値である。傾向としては変わっていないと考える。

なお，溶接の分野と溶接以外というデータはないが，日本が一番早く審査結果が出る場合が多いので，海外出願する際はPPHの活用を検討いただきたい。

Q７：AIの活用がさまざまな分野に広がっているが，審査レベルの統一はどのように担保しているのか。

A７：本日ご説明したとおり，AIに関する審査支援チームを設置し各室にAI担当官を配置して相談可能な体制をとり担保を図っている。また，研修を行いながら各人のAIの知識も高めている。さらに，各担当官に任せるだけでなく技術情報に詳しい審査室の審査官との意見交換を可能にする等よりよくなるよう工夫している。

Q８：J-PlatPatを時々利用している。検索方法の詳細を理解するのに少し時間がかかったが，バグが少なく使いやすいと思う。まだ検索そのものや検索で得られた情報を使いこなせていないと思うので，今回のような機会も合わせて少しずつステップアップしていきたい。

A８：ご利用いただき，また，好評いただきありがたく思う。本日説明のように，より使いやすくなるための動画も紹介しているのであわせて活用いただきたい。また，企業向け個別説明会も開催しているので，ぜひ活用

「AI関連発明の出願状況調査」10月31日更新
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html

PatentScopeでは、AIに関する技術について検索することが可能。
https://www.wipo.int/tech_trends/en/artificial_intelligence/patentscope.html
GXTIのように区分表のようなものが作られていて、各区分をクリックすると、新しいタブで検索結果が表示されます。検索結果の画面で簡単な分析も行うことができます。

出願状況とは少し異なりますが、調査事業について以下の情報がございます。
令和元年度 特許出願技術動向調査 「AIを用いた画像処理」
：https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2019_08.pdf
令和三年度 ニーズ即応型技術動向調査 「AI関係技術ー演繹と帰納の融合ー」
：https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/needs_2021_ai.pdf
令和二年度 ニーズ即応型技術動向調査「画像診断機器におけるAIの応用」
：https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/needs_2020_ai.pdf
令和二年度 ニーズ即応型技術動向調査「非ノイマン型AIハードウェアチップ」
：https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/needs_2020_aihardware.pdf

図27　AIを活用した技術の特許出願状況・審査動向

日本の審査結果を用いた国別のＰＰＨの出願件数は、PPHポータルをご参照ください。
https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html

日本の審査結果を用いた国別のＰＰＨの審査結果に関する公開情報は、少し古いですが、以下をご参照ください。
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2019_05.pdf#page=8

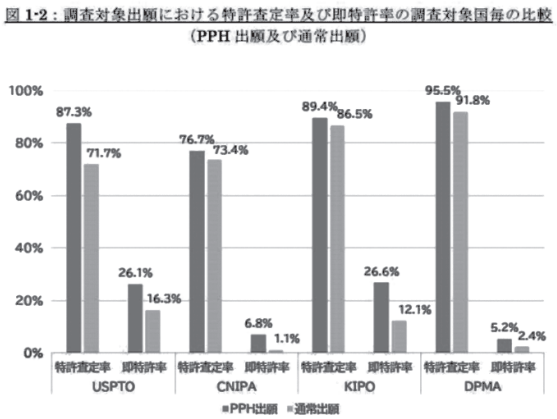

図28　溶接分野での日本の審査結果を用いた海外でのPPH

を検討いただきたい。

Ｑ９：出願した特許明細書について，同様の技術でも審査官の考え方が異なり，拒絶理由通知を受けたり受けなかったりすることがあるように感じる。特許庁では共通した認識となるよう，すり合わせやガイドライン等があるのか。

Ａ９：すり合わせについては，協議を行うようにしている。審査官が判断困難と考える場合，他の審査官と協議をして，どういう分野をサーチした方がいい，こういった判断をすべきだなど，率直な意見を出し合うことも行っている。

冒頭の拒絶理由通知を受ける・受けないに関し，拒絶理由というのは，審査官に不明な点があれば，こういったことではないかという感じで通知することも結構あることを了解いただきたい。最終的にはこういった協議等の取り組みを通じて，判断の均質性を担保していきたい。

Ｑ10：「最近の特許行政について」の特定技術分野の概要に関し，特定技術分野の技術は，そもそも公序良俗違反になるのではないかという点についてお聞きしたい。

Ａ10：公序良俗違反に該当するものとして審査基準では，例えば人に関するクローン技術や，人道的に問題があるものを除外している。しかし，場合によって法に反するようなときがあるが，全て除外する必要まではないものについては公序良俗違反にはならない。よって，ケースバイケースの部分がある。

Ｑ11：ダバス事件についての意見だが，ずるい人はAIに発明させたとしてもそれを偽って自分が発明したとして出願しているかもしれないし，これから出てくるかもしれない。そうした時に見分けはつくのか。対策があればお聞かせ願いたい。

Ａ11：発明者に人の名前を記載して出願された場合，特許庁では本当に発明者かどうか確認する術はなく，気がつくことはできない。そもそも発明者欄が実際の発明者と異なる名前が書いてあることは拒絶理由に該当しない。審査では，出願人が発明者欄の方から適切に権利を譲渡されて出願していると推定して審査を行っている。

仮にダバス事件のようにAIのみが発明し，自然人は誰も発明してないのであれば誰も特許を受ける権利を有していないと考えられる。よって，その発明を誰かが勝手に出願したことを立証できればその特許権者は権利を有さないという議論はありえる。しかしながら，それは立証するのは難しいと考える。今年度の調査研究においてヒアリングした企業や法学者の方もほとんどと同様の見解である。

Ｑ12：MIやAIの発展が著しい状況において，MIが算出するデータだけでは足りず実験を今後も求めていくのか。また，MIやAIの審査に関し，今後，各国特許庁間で調整し一斉に変更するのか？あるいは各国の特許庁にて個別判断するのか。

Ａ12：各国と意見交換を行い，あまりにも違うことにならないようにはしているが，特許法は産業政策法であり各国事情において許容される範囲の違いが存在する。

実験を求めるかは，その国のAI技術の進展度合いや

政策的にどこを強くするかという中で決まっていくと考えるが，各国であまりにも異なると困るので相談しながら検討を進めていく。また，企業の意見を聞きながら必要であれば審議会という場で検討していくこととなる。

Q 13：AI審査支援チームというのは，AI関連技術に関して審査官が分からないことがあった場合にAI担当官が情報提供する体制であり，担当官が文献調査等をAIで調査する体制ではないという認識でよいか。

A 13：AI担当官は，例えばAIに関連する知見やどの文献に記載がある等の情報を審査官へ提供したり相談にのったりする立場である。審査官がAIに関して一番相談しやすい相談相手ととらえていただければよいと思う。よって，AIを使って審査する人ではない。

Q 14：AI関係について，今年３月に追加された記載要件の事例である，付属書Ａ5. 事例40のレーザ加工装置が我々の業界にとっては一番近い事例になると考える。この事例について，請求項１と２があり，請求項１は人がやっていたことを単純にシステムに置き換えただけなので進歩性が否定されるということだが，これはその人がやっていたこと自体が周知慣用だったから進歩性が否定されるという理解であって，周知慣用ではなく文献もないということであれば，請求項１は認められる場合があるという理解でよいか。

「AI関連技術に関する審査に関する取組について」の追加事例４は，レーザ加工を人間が行っていることについては引例が存在するという前提であり，人間が行ったことなくAIと機械を使って新しく行う方法を発明したのであればもちろん特許になるが，AIがあって，そこに入力と出力を与えてそれなりの技術課題を解決すればそれだけで特許になるというミスリードを防ぐための事例であり，請求項２において単純にAIに入力を与えて，出力を得るだけでは特許にならないということが示唆されているという理解でよいか。

また，判断過程の部分は人間が行っている装置の操作を引用発明の１つとして挙げていて，人間が判断している部分をAIに置き換えるだけでは進歩性はないという事例になっており，AIを導入することにより人間が考えるにはあまりにも膨大なデータやパラメータも入れているとか，こういう処理で入力しているとか，こういうセンサーをこの分野で初めて導入したという部分に進行性があれば認められると考える。しかし，単に人間が行っていた部分を置き換えるだけで容易になるというのは，当業者でなければわからない部分があると考える。その部分について，当業者としては人間が行っていたことは当然であるが，特許庁が調べた結果，文献に出てこないとそれはやはり進歩性を認めるという理解でよいか。

A 14：文献に全てが記載されていなくても，その技術分野の当業者が考えれば当然に行うことであれば進歩性なしという判断もあり得る。しかし，基本的には文献に記載されているかどうかを証拠として判断することになる。よって，当業者からみるとこれは拒絶してほしいというものが，証拠が見つからなかったから，結果として特許になることもあるかもしれない。ぜひ情報提供や特許異議の申立て制度も活用いただきたい。

Q 15-1：情報提供について，当業者なら当然と考えるが，文献にはないような情報はどう対応すればよいか。

A 15-1：当業者はこのようにやっていたという事実を証明できるものがあればよい。また，元々こういう情報が存在しているとか，知られているという技術常識を提供いただければ，適用するのは容易だという間接的証拠でも有用な場合もある。そのような情報は，審査官が気づくのは難しいと思うので有効であると考える。

Q 15-2：例えば，自社では当然に実施している技術なので自社工場を一度見学いただき，そこで働いている人たちが普通にやっている風景を審査官がご覧になったら，それは証拠として有効か。

A 15-2：対象の審査案件の出願以前から普通にやっていることが証明できるのであれば，証拠になると考える。

Q 16：非公開制度の保安審査の総合評価に関する判断方法について教えていただきたい。また，特定技術分野について外為法のキャッチオール規制に関連する情報があれば教えていただきたい。

A 16：１つ目のご質問について，総合評価は機微や産業への影響等を検討し，それらを総合的に判断している。その上で，この外為法との関係として，特定技術分野と国際特許分類の対比でもってまとめている。

Q 17：事業戦略対応まとめ審査について，2023年度23件の申請という数値は結構少ないと思う。制度趣旨の観点からも，まとめたほうが審査官の皆さんはおそらく効率もいいと思うので，件数増加，要件を緩和する等の検討についてお聞かせいただきたい。

A 17：制度趣旨としては分野横断的に必要なタイミングにまとめて審査をすることであり，まとめて扱うことで両者の負担を減らすという意味もある。技術的にもまとめて説明を受けることにより，横断的に審査を行うことができる。

要件緩和については，一度審査した出願も申請対象に

する等も含めて要件検討している。

Q 18：情報提供を受けた側からすると，注目されている出願であることに気づいて延々と分割出願される等の点から，企業にとって情報提供は行いにくい部分がある。分割出願できない制度にならないか。

A 18：産業界から，情報提供における分割出願に関する要求は受けていない。ただし，情報提供の内容は見てほしいが出願人には伝えないでほしい等，企業からの要請はある。しかし，特許制度は原則公開という建前のため，今は採用できない。本制度をうまく活用していただきたい。

Q 19：PPHについて。直近，拒絶理由無しのいわゆる一発査定の率は，PPH利用の有無に変わりない感覚があるのでデータがあれば示していただきたい。

また，PPH制度導入時，とくにパイロットプログラムの頃はアメリカにおいて比較的容易に特許になる印象があったが，最近は費用対効果が低下したという感覚があるのでこちらもデータがあれば示していただきたい。

A 19：個人の感触になるが，パイロットプログラムの頃は一部の国においてPPHを利用したほうが拒絶されやすかった感覚があるが，今はそういう感覚はなくなっているのでデータとしてPPHを利用した方が特許査定されにくいという傾向にはないと捉えている。

また，費用対効果についてはPPHについて費用を求める国もあるが日本は求めていない。

Q 20：「最近の特許行政」の「溶接関連企業による拒絶理由の通知割合の推移」（4月号前編P92図16参照）において，全体に比して溶接分野だけ2022年から23年は新規性，進歩性，明確性いずれも拒絶理由の通知率が減少している。審査方針の変更があったのかお聞かせいただきたい。

A 20：審査方針を変えたわけではない。溶接分野のデータ母数があまり多くなく変動しやすいことも一因と考える。

Q 21：（落合参事より質問）

今後，INPITにて始めてほしいことや期待していることがあれば是非教えていただきたい。

Q 21-1：特許調査の請負をお願いしたい。

A 21-1：INPITには，調査をできる人員がおらず実現は困難という印象である。特許庁は，特定登録調査機関制度を運営しており，調査を特定登録調査機関へ依頼できるようになっている。特定登録調査機関制度を利用した場合，出願審査請求料が安くなる利点もあり，こちらの利用を検討いただきたい。

Q 21-2：人の育成はすごく大事で現時点でもいろんなコンテンツが充実していると思うが，国力につながることを考えると，サーチャーや特許担当者よりも発明者をどう育成していくことが重要であると考える。中長期的な視点で発明者を養い，日本の国力をどんどん上げることをもっと全面に押し出すことはいかがだろうか。

A 21-2-1：発明者の育成は非常に重要であり，発明協会にて発明クラブを展開したり，パテントコンテストを行ったりして，各年代において人材育成に取り組んでいる。一方，どのような人材をどのように育てるべきなのかが難しいとも考えている。優秀な発明者や研究者，技術を社会実装する者，知財活動の専門家である弁理士等の各種人材が考えられるが，各人材の比率，人材育成手法等を含め，私としては正解が見いだせていないところである。発明者教育とは何をするべきか等，今のところ名案がないところであり，いいアイディアがあれば是非議論させて欲しい。

A 21-2-2：現状でも，尖った研究者の方々がいらっしゃる。その方々が，どうやってそのレベルに行き着いたかをヒアリングするところから，地道に始めていくことかと思う。

Q 22：（齋藤室長より質問）

スタートアップ企業と連携をすることがあるか。あるいは，自社の中でアイディアを出し合うか，創造の場を設ける機会や工夫しているところはあるか等，あれば紹介いただきたい。

A 22：弊社は，各事業部が毎年いくつかの新製品を出すが，本当にイノベーティブなものは5年に1回出てくる程度と感じている。既に市場投入されているものを磨き込んでひたすら出す，コストダウンすることが主になっていて尖った発明は出てきにくい。以前，発明の周期を調べると12年周期ぐらいであった。それが時代なのか，その人に依存するものなのかというと，技術リーダーに依存するところが大きいと感じており，結局，1人の尖った発明者かと考えている。

5　おわりに

特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような興味深いテーマを盛り込んだ会合を継続して実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」にしていきたいと考えている。

以上，昨年11月に実施された特許庁と日本溶接協会会員企業との懇談会概要を報告した。

読者の皆様からの本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を重ねてお願いしたい。